

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

2026 年 10 月 5 日

ジャパン M&A ソリューション株式会社

ジャパン M&A ソリューション株式会社（以下「当社」といいます。）は、SBI 辻・本郷 M&A 株式会社（以下「STH」といいます。）との間で 2026 年 10 月 5 日付で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、当社を株式交換完全親会社、STH を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、別紙 1「株式交換契約書」のとおりです。

2. 株式交換対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	ジャパン M&A ソリューション株式会社 (株式交換完全親会社)	SBI 辻・本郷 M&A 株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	452.63
本株式交換により交付する株式数	(うち自己株式 40,695 株を充当し、残数を新たに発行)	—

本株式交換においては、STH の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 452.63 株を割り当て交付します。なお、当社が交付する普通株式の総数は、STH の発行済普通株式総数 2,450 株に上記比率を乗じて算出される数（1,108,943.5 株）を基礎とし、1 株未満の端数を会社法第 234 条その他関係法令の定めに従い処理した後の数を予定しており、そのうち 40,695 株は当社が保有する自己株式を充当し、残数について新たに普通株式を発行する予定です。

STH の株主に交付すべき当社普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付します。

なお、上記株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

また、本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる STH の株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、当社の単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

・単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、単元未満株主が当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(2) 本株式交換に係る割当比率の算定根拠

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び STH は、本株式交換について協議・検討を重ねた結果、本株式交換が両社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものと判断しました。

両社は、本株式交換に用いられる上記「(1)本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって、本株式交換に用いられる株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、当社及び STH から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に株式価値及び株式交換比率の算定を依頼しました。

また、当社は、下記「③公正性を担保するための措置」に記載のとおり、赤坂国際会計から 2026 年 10 月 2 日付で発行された「株式交換比率に関する見解書」、さらには、リーガル・アドバイザーであるかなめ総合法律事務所からの助言の結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は公正かつ妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

両社は、それぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2026 年 10 月 5 日開催の両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

② 第三者算定機関による算定の概要

ア. 算定手法

赤坂国際会計は、当社については東京証券取引所グロース市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法、DCF 法及び類似上場企業比較法（マルチプル法）を採用し、STH については非上場会社であることから、DCF 法及び類似上場企業比較法（マルチプル法）を採用しています。本株式交換比率は、STH の株式価値を当社の株式価値で除した値を基礎として、株式時価総額ベースで算定されています。

当社の株式価値については、市場株価平均法における算定基準日である 2026 年 10 月 2 日の終値は 1,499 円、直近 1 か月終値単純平均は 1,418 円、直近 3 か月終値単純平均は 1,259 円、直近 6 か月終値単純平均は 1,186 円です。赤坂国際会計により、市場株価平均法による株式価値は 1,754,341 千円から 2,216,429 千円、DCF 法による株式価値は 2,018,846 千円から 2,252,774 千円、マルチプル法による株式価値は 1,708,506 千円から 2,195,688 千円とされています。

STH の株式価値については、赤坂国際会計により、DCF 法及び類似上場企業比較法（マルチプル法）を用いた算定が行われており、DCF 法による株式価値は 1,401,131 千円から 1,654,844 千円、マルチプル法による株式価値は 1,574,938 千円から 1,743,531 千円とされて

います。なお、STH の事業計画の実態修正（正常収益力の検証等）については、財務デュー・ディリジェンスを委託している株式会社古田土経営（以下「古田土経営」といいます。）の分析結果を参照しています。古田土経営は当社の税務・会計に関する顧問であり、独立した第三者算定機関には該当しません。

赤坂国際会計の見解書によれば、当社株式 1 に対する STH の株式交換比率のレンジは、当社及び STH の同一の算定手法同士を比較した場合、DCF 法で 0.62 から 0.82、マルチプル法で 0.72 から 1.02 とされています。同見解書においては、参考情報として、当社株式 1：STH 株式 0.75 の比率（当社の発行済株式数（自己株式を除く）1,478,605 株の 75%に相当する株式、理論値で約 1,108,953.75 株を STH の株主に交付する考え方）が示されており、これを STH 株式 1 株当たり に換算した参考比率は約 452.63 株とされています。

なお、当社及び STH は、上記の算定結果及びデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、事業計画、収益力、将来見通しその他の諸要素を総合的に勘案し、協議・検討を重ねた結果、当社の株式価値を 21 億円、STH の株式価値を 15.75 億円とすることを取引上の前提としました（21 億円：15.75 億円＝1：0.75）。この前提の下では、当社 1 株当たりの理論価値は約 1,420.26 円（21 億円÷自己株式控除後株式数 1,478,605 株）、STH 1 株当たりの理論価値は約 642,857.14 円（15.75 億円÷発行済株式数 2,450 株）となり、これらを基礎とした理論上の株式交換比率は、STH 普通株式 1 株につき当社普通株式約 452.63 株（642,857.14 円÷1,420.26 円）となります。この理論交換比率（約 452.63418367 株）は、赤坂国際会計の見解書に示された参考比率（約 452.63 株）と一致するものです。当社及び STH は、これらを踏まえ、本株式交換比率を STH 普通株式 1 株につき当社普通株式 452.63 株とすることを合意しました。なお、赤坂国際会計が当社又は STH の株式価値を直接 21 億円又は 15.75 億円と算定したものではありません。本株式交換比率（452.63 株）に基づき算出される交付株式の総数（1,108,943.5 株）については、1 株未満の端数を会社法第 234 条その他関係法令の定めに従い処理した後の数を最終的な交付株式総数とします（端数処理後の確定数は別途確定します。）。

イ．算定の概要

評価対象	評価手法	算定・参照結果
当社	市場株価平均法	株式価値：1,754,341 千円～2,216,429 千円（2026 年 10 月 2 日基準：終値 1,499 円、1 か月平均 1,418 円、3 か月平均 1,259 円、6 か月平均 1,186 円）
当社	DCF 法	株式価値：2,018,846 千円～2,252,774 千円
当社	類似上場企業比較法（マルチプル法）	株式価値：1,708,506 千円～2,195,688 千円
STH	DCF 法	株式価値：1,401,131 千円～1,654,844 千円
STH	類似上場企業比較法（マルチプル法）	株式価値：1,574,938 千円～1,743,531 千円
STH	株式交換比率レンジ（参考）	DCF 法：0.62～0.82、マルチプル法：0.72～1.02

赤坂国際会計の見解書によれば、当社株式 1：STH 株式 0.75 という株式交換比率は、当社及び STH の同一の算定手法同士を比較した場合、DCF 法による株式交換比率レンジ（0.62～0.82）及びマルチプル法による株式交換比率レンジ（0.72～1.02）のいずれの範囲内にもあるとされています。当社は、これらの算定結果を含む諸要素を総合的に検討した結果、本株式交換に係る取引条件は財務的見地から合理的な範囲にあるものと判断しました。

③ 公正性を担保するための措置

ア. 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する観点から、上述したとおり、両社から独立した第三者機関である赤坂国際会計に本株式交換比率の算定を依頼しました。なお、当社は、赤坂国際会計から株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

イ. 財務デュー・ディリジェンス等の実施

当社は、STH の財務デュー・ディリジェンス及び正常収益力の検証支援を、当社の税務・会計に関する顧問である株式会社古田土経営に委託しました。古田土経営は、独立した第三者算定機関には該当しませんが、STH の事業計画、進捗実績、案件パイプライン及びコスト削減可能性等の分析について専門的な支援を行っており、その分析結果は赤坂国際会計における算定の基礎資料の一つとして提供されています。

ウ. 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、かなめ総和法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、かなめ総和法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。

(3) 資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則その他の関係法令に従い、当社が適切に定めます。当社は、本株式交換後の資本構成、財務の健全性その他の事情を総合的に勘案し、当該取扱いに相当であると判断しています。

3. 株式交換に係る新株予約権に関する事項

本株式交換契約において、会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定めはありません。したがって、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社である STH に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

STH の最終事業年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）に係る計算書類等の内容は、別紙 2「SBI 辻・本郷 M&A 株式会社 第 4 期事業報告・計算書類等」のとおりです。

項目	2026 年 3 月期（千円）
売上高	560,660
営業損失	△83,832
経常損失	△89,241
当期純損失	△61,416
総資産	460,025
純資産	49,750

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度末日後の重要な財産上の事象

STH の最終事業年度の末日である 2026 年 3 月 31 日後、本書作成日までの間に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象として開示すべき事項はありません。

5. 株式交換完全親会社である当社に関する事項

（1）最終事業年度末日後の重要な財産上の事象

当社の最終事業年度の末日後、本書作成日までの間における重要な財産上の事象の有無については、以下のとおりです。

- ア．当社は、2026 年 10 月 5 日付の取締役会において、STH との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記「1. 本株式交換契約の内容」及び別紙 1 に記載のとおりです。

6. 会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項

会社法第 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はありません。

7. 本書備置開始日後に上記事項に変更が生じた場合の取扱い

本書の備置開始日後、本株式交換の効力発生日までの間に、会社法施行規則第 193 条各号に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の内容を遅滞なく開示いたします。

8. 本株式交換の日程

項目	日程
株式交換契約承認取締役会	2026 年 10 月 5 日
株式交換契約締結日	2026 年 10 月 5 日
臨時株主総会基準日	2026 年 10 月 20 日
臨時株主総会開催日	2026 年 12 月 2 日
株式交換効力発生日	2026 年 12 月 4 日

以上

別紙 1 株式交換契約書

以下に、2026 年 10 月 5 日付「株式交換契約書」を収録します。

株式交換契約書

ジャパン M&A ソリューション株式会社（以下「甲」という。）及び SBI 辻・本郷 M&A 株式会社（以下「乙」という。）は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）に関し、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、本株式交換を行い、甲は乙の発行済株式の全部を取得し、乙を甲の完全子会社とする。

第 2 条（商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりとする。

(1) 株式交換完全親会社

商号 ジャパン M&A ソリューション株式会社
住所 東京都千代田区麹町三丁目 3 番 8 号

(2) 株式交換完全子会社

商号 SBI 辻・本郷 M&A 株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目 7 番 12 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（以下「対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 452.63 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当て交付する。

2. 前項に基づき対象株主に交付する甲の普通株式の総数は、乙の発行済普通株式総数 2,450 株に前項の割合を乗じて算出される数とする。

第 4 条（1 株未満の端数の処理）

本株式交換に伴い、対象株主に交付すべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、甲は、会社法第 234 条その他関係法令の定めに従い、当該端数に応じて金銭を交付する。

第 5 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社法その他関係法令の定めに従い、甲が適切に定める。

第 6 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 12 月 4 日とする。ただし、本株式交換の手続の進行その他の事情により必要がある場合、甲及び乙は、協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（株主総会の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに開催する株主総会において、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項について承認を求めるものとする。

2. 乙は、効力発生日の前日までに開催する株主総会において、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項について承認を求めるものとする。

第8条（本契約締結後の会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって通常の業務の範囲内で事業運営及び財産管理を行うものとする。甲又は乙が、その財産状態、経営状態又は本株式交換に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとするときは、あらかじめ相手方と協議し、その承諾を取得するものとする。

第9条（重要事項の事前協議）

1. 乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、次の各号に掲げる事項を行う場合には、事前に甲と協議し、その承諾を取得するものとする。

- (1) 株式、新株予約権その他これらに類する権利の発行又は処分
- (2) 資本金又は準備金の額の増減
- (3) 剰余金の配当
- (4) 重要な資産の取得、処分又は担保設定
- (5) 多額の借入れその他重要な債務負担
- (6) 重要な契約（支出金額が年額100万円以上のものをいう。）の締結、変更又は解除
- (7) 組織再編、事業譲渡その他これらに準ずる行為
- (8) その他本株式交換の実行又は乙の企業価値に重大な影響を及ぼす事項

2. 乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、重要な役職員の選任、解任又は処遇の重大な変更を行う場合には、事前にその旨を甲に対して報告するものとする。

第10条（乙の自己株式）

乙が効力発生日の直前までに自己株式を保有することとなった場合、乙は、本株式交換の効力発生日までに、法令上可能な範囲で当該自己株式を消却するものとする。

第11条（従業員等の取扱い）

甲及び乙は、本株式交換後の乙の役員及び従業員の取扱いについて、事業運営の継続性、従業員の雇用及び処遇その他の事情を踏まえ、誠実に協議するものとする。

第12条（表明及び保証）

甲及び乙は、相互に、本契約締結日及び効力発生日において、次の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 適法かつ有効に設立され、現在も有効に存続していること。
- (2) 本契約を締結及び履行するために必要な権限を有していること。
- (3) 本契約の締結及び履行が、法令、定款その他自らを拘束する重要な契約等に重大な違反を生じさせないこと。
- (4) 本契約の締結及び本株式交換の実行を妨げる重大な訴訟、行政手続その他の手続が存在しないこと。

第13条（本株式交換の前提条件）

本株式交換の効力発生は、効力発生日までに次の各号の条件が満たされていることを条件とする。

- (1) 甲及び乙の株主総会において本契約が適法に承認されていること。
- (2) 本株式交換に必要となる法令上及び金融商品取引所の規則上の手続が適切に履践されていること。
- (3) 本株式交換の実行を禁止又は制限する法令、裁判所若しくは行政機関の処分等が存在しないこと。
- (4) 甲又は乙の財産状態、経営状態その他に、本株式交換の実行を著しく困難とする重大な変更が生じていないこと。
- (5) その他甲及び乙が別途合意する条件が充足されていること。

第14条（本株式交換の条件変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、又は本株式交換の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は協議のうえ、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第15条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 甲又は乙の株主総会において本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 法令又は関係当局により本株式交換の実行が認められなかった場合
- (3) 甲及び乙が本契約を終了させることについて合意した場合
- (4) 前条に基づき本契約が解除された場合
- (5) 相手方が本契約に定められた義務のいずれかに違反（表明保証の違反を含む。）し、1週間以上の期間を定めて是正を求める催告を行ったにもかかわらず、当該期間内に是正を行わなかった場合
- (6) その他本契約に定める前提条件が充足されず、本株式交換を実行することができない場合

第16条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約及び本株式交換に関連して知り得た相手方の秘密情報を、法令、金融商品取引所規則その他に基づき開示が必要となる場合を除き、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、本株式交換の検討又は実行に必要な範囲で、弁護士、公認会計士、税理士、株式価値算定機関その他守秘義務を負う専門家に開示する場合は、この限りでない。

第17条（公表）

本株式交換に関する公表の内容、時期及び方法については、甲及び乙が事前に協議するものとする。ただし、甲が法令又は東京証券取引所の規則等に基づき適時開示その他の公表を行う必要がある場合は、この限りでないものとし、可能な範囲で事前に乙にその内容を共有する。

第18条（費用負担）

本契約及び本株式交換に関連して甲又は乙に生じる弁護士、公認会計士、税理士その他専門家への報酬その他の費用は、別段の合意がない限り、それぞれ自己の負担とする。

第 19 条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本契約の解釈について疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

第 20 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して甲及び乙の間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2026 年 10 月 5 日

甲 東京都千代田区麹町三丁目 3 番 8 号
ジャパン M&A ソリューション株式会社
代表取締役社長 三橋 透



乙 東京都千代田区丸の内一丁目 7 番 12 号
SBI 辻・本郷 M&A 株式会社
代表取締役 小林 堅悟



別紙2 SBI 辻・本郷 M&A 株式会社 第4期事業報告・計算書類等

2025年4月1日から2026年3月31日までの第4期事業年度に係る事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表等を添付します。

以下に、STHの2026年3月期（第4期）事業報告・計算書類等の原本を収録します。

第 4 期 事 業 報 告

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

S B I 辻・本郷M&A株式会社

事業報告

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

I 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

㈱レコフデータが集計し公表しているM&Aの統計データによると、国内企業が関係し公表されたM&A件数は、2025年(1-12月)の期間において5,115件(前年同期比8.6%増)と2年連続で過去最多を更新、2026年(1-3月)の期間においても、件数で1,295件(前年同期比9.6%増)で推移しており、引き続き国内企業に関わるM&Aニーズは高い状況と推察されます。

こうした環境下、当社は、顧客本位を貫くために展開している仲介業務とフィナンシャルアドバイザー業務のハイブリッド戦略を継続し、お客様との間でより戦略的視点を踏まえたM&Aの提案を実現すべく、ノウハウ等の蓄積や体制の強化を図っております。

一方、拡大する中小・中堅企業のM&Aマーケットへ新規参入するM&A事業者が増加し、そうした事業者からのダイレクトメールや電話でのアプローチにより、中堅・中小企業においてはM&Aの勧誘行為が蔓延している状況にあります。そうした影響もあり、当社で同様のダイレクトマーケティングを展開する企業情報部においては、新規顧客の獲得等において苦戦を強いられる状態となっております。

当社の第4期通期における新規面談件数は370件(前年同期528件)、案件化数は87件(前年同期77件)となりました。成約に関しては、成約組数は17組(前年同期18組)、成約件数は30件(前年同期27件)、うち大型案件(1組あたりの売上高が1億円以上の案件)は2組(前年同期1組)となりました。その結果、当事業年度の経営成績は、売上高561百万円(前年同期701百万円)、営業損失84百万円(前年同期は営業利益7百万円)、当期純損失61百万円(前年同期は当期純損失4百万円)となり、大幅な減収減益となりました。

2. 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等はありません。

3. 資金調達の状況

当事業年度中において実施いたしました資金調達はございません。

4. 対処すべき課題

(1) 新規顧客の獲得

当社は、当社からのアウトバウンドによる発掘および主に辻・本郷グループからの紹介により新規の見込顧客を獲得しています。新規顧客の獲得が計画通りに進まない場合、将来的に収益が不安定なものとなるため、当社内において新規面談件数および顧客紹介数を重要なKPI指標として計画の進捗を管理しております。具体的には、計画通りの進捗を確保するため、アウトバウンドに関しては、ターゲット（業種、事業規模等）を明確化し架電の質量向上を図り、良質な案件発掘を意識しております。グループからの紹介に関しては、地方事務所への訪問強化等を推進し、また当社が得意とする業界（建設業界、不動産業界、特殊法人）へのアプローチを展開しております。

(2) 案件成約までの期間の短縮化

当社は、競合他社と比べ、案件開始から成約までに期間を要している点を課題として認識しております。そのことによりアドバイザー1名が担当する案件数が増え、個々の顧客に対して十分なサービスを提供できなくなる状況を懸念しております。この点に関し、M&A経験者の採用によるディールマネジメントの強化やマッチングにおける同業他社との連携を進めております。こうした取り組みにより案件の成約までの期間の短縮化を図り、個々の案件の早期の収益化を図ってまいります。

(3) 仲介業務の動向を受けたFA業務の展開

中小企業庁が策定している中小M&Aガイドラインにも明記されているように、仲介業務は利益相反が生じる可能性が高く、仲介事業者は利益相反リスクを最小限とするための措置を講じる必要があります。一方、仲介事業者と顧客との間でのトラブルの増加が社会問題化しつつある中、今後さらに仲介業務への規制等が強まること、さらには利益相反リスクの顕在化により顧客が仲介業務を選択しなくなることが予想されます。当社は、顧客本位を貫くため、仲介業務だけでなくFA業務も提供するハイブリッド戦略を展開しております。しかしながら、2024年度に立ち上げた主にFA業務を提供する部門は収益力がいまだ脆弱な状況にあります。お客様に対しFA業務のメリット等を理解してもらうためのアプローチ方法を磨き上げる等、FA部門の強化が急務であると認識しております。

(4) 人材の採用及び育成

顧客接点を増やすため、顧客により丁寧なサービスを提供するためには一定のマンパワーが必要になります。当事業年度は月間1名ペースでの新規採用を計画しておりましたが、計画通りの採用には至りませんでした。引き続き人材採用に関しては適材適所の補充の観点で進めていくとともに、採用者の教育・育成を体系的に実施できる体制を構築し、人材の早期の戦力化を図ってまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	2025年度 第4期 (当事業年度)
売上高	560,660
経常利益	△ 98,241
当期純利益	△ 61,416
1株当たり当期純損失	△ 25,067円99銭
総資産	460,025
純資産	49,750
1株当たり純資産額	20,306円41銭

- (注) 1. 第4期の事業年度は2025年4月1日から2026年3月31日までであります。
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

当社の親会社は株式会社SBI証券で、同社は当社の株式を1,250株（出資比率51.02%）保有しております。

7. 主要な事業内容(2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
M&Aアドバイザー事業	主に未上場オーナー企業の事業承継に係るM&Aアドバイザー業務の提供

8. 主要な営業所(2026年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

9. 従業員の状況(2026年3月31日現在)

従業員数
27名

(注)従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

10. 主要な借入先(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入額
みずほ銀行	200,000
きらぼし銀行	100,000

11. 企業の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はございません。

II 会社の株式に関する事項(2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 : 4,000 株
2. 発行済株式の総数 : 2,450 株
3. 当事業年度末の株主数 : 7 名
4. 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社S B I証券	1,250株	51.02%
Hongo Holdings株式会社	1,140株	46.53%
徳田孝司	12株	0.49%
木村信夫	12株	0.49%
藤田裕	12株	0.49%
土橋道章	12株	0.49%
時田宗明	12株	0.49%

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

IV 株式会社の会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等(2026年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小林 堅悟	代表取締役	
高村 正人	非常勤取締役	株式会社SBI証券 代表取締役社長 SBIホールディングス株式会社 代表取締役副社長 株式会社SBIビジネスサービス 取締役 SBIシンプレックス・ソリューションズ株式会社 取締役 SBI地域事業承継投資株式会社 取締役 SBI地方創生サービス株式会社 取締役 SBIネオメディアホールディングス株式会社 取締役 SBIネオファイナンシャルサービス株式会社 取締役 SBIファイナンシャルサービス株式会社 代表取締役 SBIベネフィット・システムズ株式会社 取締役 SBIリクイディティ・マーケット株式会社 取締役 株式会社THEグローバル社 取締役 株式会社SBIネオトレード証券 取締役会長 SBI PTSホールディングス株式会社 代表取締役 株式会社400F 取締役会長 SBI Securities(Hong Kong)Limited Director SBI Securities(Singapore) Pte.Ltd. Director SBI International Limited Director
宮嶋 宏幸	独立社外取締役	株式会社清長 取締役 株式会社バッファロー 取締役
大月 雅博	独立社外取締役	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー 東工業株式会社 監査役
星野 哲二	常勤監査役	
山岸 恵子	非常勤監査役	山岸公認会計士事務所 所長
谷本 宏太	非常勤監査役	谷本公認会計士事務所 代表 株式会社KIC 取締役

V 会計監査人の状況

会計監査人は設置しておりません。

第 4 期 計 算 書 類

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

S B I 辻・本郷M&A株式会社

貸 借 対 照 表

2026 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	(282,389)	流動負債	(376,507)
現金及び預金	129,929	買掛金	43,941
売掛金	142,046	短期借入金	300,000
貯蔵品	137	未払金	16,618
前払費用	9,451	未払消費税等	3,330
未収入金	641	未払法人税等	180
未収還付税金	48	未払費用	9,006
立替金	133	預り金	3,429
固定資産	(177,636)	固定負債	(33,767)
有形固定資産	(52,751)	資産除去債務	22,967
建物	8,546	長期前受金	10,800
建物附属設備	18,632	負 債 合 計	410,275
建物付属設備 (資産除去債務)	22,497	【純資産の部】	
器具備品	22,283	株主資本	(49,750)
減価償却累計額	△ 19,207	資本金	(50,000)
無形固定資産	(17,684)	資本剰余金	(39,808)
のれん	17,684	その他資本剰余金	39,808
投資その他の資産	(107,200)	利益剰余金	(△ 40,057)
投資有価証券	0	その他利益剰余金	(△ 40,057)
出資金	30	繰越利益剰余金	△ 40,057
長期前払費用	383		
繰延税金資産	38,086		
長期差入保証金	68,700	純 資 産 合 計	49,750
資 産 合 計	460,025	負債及び純資産合計	460,025

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2025 年 4 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		560,660
売 上 原 価		332,914
売 上 総 利 益		227,746
販売費及び一般管理費		311,578
営 業 損 失		△ 83,832
営 業 外 収 益		
受取利息	316	
雑収入	2	318
営 業 外 費 用		
支払利息	5,708	
雑損失	19	5,727
経 常 損 失		△ 89,241
特 別 利 益	-	-
特 別 損 失		
その他特別損失	1,541	1,541
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 90,783
法人税、住民税及び事業税		180
法人税等調整額		△ 29,546
当 期 純 損 失		△ 61,416

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

(単位：千円)

	株 主 資 本						純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株 資 合 主 本 計
		そ の 資 本 剰 余 金	他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 利 益 剰 余 金	他 利 益 剰 余 金		
					繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
2025 年 3 月 31 日 残 高	50,000	39,808	39,808	21,358	21,358	111,167	111,167	
事 業 年 度 中 の 変 動 額	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 資 本 剰 余 金	-	-	-	-	-	-	-	
当 期 純 利 益	-	-	-	△ 61,416	△ 61,416	△ 61,416	△ 61,416	
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	△ 61,416	△ 61,416	△ 61,416	△ 61,416	
2026 年 3 月 31 日 残 高	50,000	39,808	39,808	△ 40,057	△ 40,057	49,750	49,750	

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式 該当事項はございません。
- ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの 該当事項はございません。
 - ・ 時価のないもの 実態に応じて時価評価を行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - ・ 建物および建物付属設備 定額法を採用しております。
 - ・ その他の有形固定資産 定率法を採用しております。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
 - ・ のれん 償却期間5年の定額法を採用しております。
 - ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - ・ その他の無形固定資産 該当事項はございません。

3. 収益及び費用の計上基準

収益に関しては、顧客とのアドバイザリー契約または仲介契約に基づき、M&A当事者間で基本合意書が締結されたときに基本合意報酬を、最終契約書が締結されたときに最終報酬を顧客に対し請求し、その時点で収益を認識しています。
費用に関しては、発生主義を採用しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II 会計方針の変更に関する注記

当事業年度において会計方針の変更はございません。

III 表示方法の変更に関する注記

当事業年度において表示方法の変更はございません。

IV 誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において誤謬の訂正はございません。

V 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産 該当事項はございません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,207千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務 該当事項はございません。

VI 損益計算書に関する注記

親会社との取引高

- ① 売上高 該当事項はございません。
- ② 仕入高 該当事項はございません。
- ③ 営業取引以外の取引高 出向者受入費用 12,062千円

VII 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	2,450	—	—	2,450

(注) 当事業年度における発行済株式の変動はございません。

VIII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因

投資有価証券	3,189 千円
一括償却資産	199 千円
資産除去債務	1,442 千円
繰延資産	107 千円
未払費用	1,878 千円
税務上の繰越欠損金	42,599 千円
繰延税金資産小計	49,413 千円
評価性引当金	△ 11,326 千円
繰延税金資産合計	38,086 千円

IX 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	役員の 兼務等	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱SBI証券	東京都港区	証券業	(被所有) 直接 51.0	1名	出向受入	12,062	未払金	782
親会社	SBIホールディングス(株)	東京都港区	グループ統括	(被所有) 間接 51.0	なし	システム利用	3,074	未払金	2,522
						通信利用	1,034		
						消耗品購入	33		
						受取出向料	641	未収入金	641
主要株主	Hongo holdings(株)	東京都新宿区	グループ統括	(被所有) 直接 46.5	なし	会費支払	200	前払費用	55

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. サービスの提供については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

X 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	20,306円41銭
② 1株当たり当期純損失（△）	△ 25,067円99銭

X I 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X II 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

X III その他の注記

該当事項はありません。

第 4 期 計算書類に係る附属明細書

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

S B I 辻・本郷M&A株式会社

1. 有形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定資産	建物	8,093	-	-	179	7,913	632	8,546
	建物付属設備	15,443	-	-	1,334	14,108	4,523	18,632
	工具器具備品	14,657	-	-	2,826	11,831	10,451	22,283
	資産除去債務	20,697	-	-	1,799	18,897	3,599	22,497
	計	58,892	-	-	6,140	52,751	19,207	71,959
無形 固定資産	のれん	21,966	2,459	-	6,741	17,684		
	ソフトウェア	1,586	-	-	1,586	-		
	計	23,552	2,459	-	8,328	17,684		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	42,445	
従業員給与	47,009	
法定福利費	8,885	
福利厚生費	5,361	
出向料等	2,695	
受取出向料等	△ 641	
派遣費用	4,878	
研修費	11	
業務委託費	42,469	
広告宣伝費	929	
荷造運賃	54	
旅費交通費	6,958	
交際費	180	
会議費	642	
寄付金	25	
諸会費	830	
システム利用料	15,266	
地代家賃	58,760	
水道光熱費	789	
通信費	4,078	
消耗品費	997	
支払報酬	32,833	
銀行手数料	724	
支払手数料	5,610	
人材紹介料	10,300	
新聞図書費	740	
減価償却費（有形固定資産）	4,340	
減価償却費（資産除去債務）	1,799	
減価償却費（無形固定資産）	1,586	
資産除去債務利息費用	236	
リース料	1,376	
保険料	218	
租税公課	912	
のれん償却	8,270	
合計	311,578	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。